

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程

平成17年3月31日
規程第 6 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保有個人情報の開示（第4条－第11条）
- 第3章 訂正（第12条－第18条）
- 第4章 利用停止（第19条－第23条）
- 第5章 審査請求（第24条－第27条）
- 第6章 独立行政法人等非識別加工情報の提供（第28条－第39条）
- 第7章 雑則（第40条・第41条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に係る取扱い並びに独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の作成及び提供等に関し必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号。以下「個人情報管理規程」という。）その他法令等の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、

次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣職員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記載されているものに限る。
- 5 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。
- 7 この規程において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

ることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）第2条で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に情報公開法第5条に定める不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。
- (1) 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととされるものでないこと。
 - (2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
 - (3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、別に定める基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工

して非識別加工情報を作成することができるものであること。

- 9 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 10 この規程において「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 11 この規程において「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 12 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む保有個人情報をいう。
- 13 この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、監査室、環境安全衛生管理室、男女共同参画室及び事務局各課をいう。
- 14 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 国の機関
 - (2) 独立行政法人等
 - (3) 地方公共団体
 - (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

第2章 保有個人情報の開示

（開示請求の手続）

- 第4条 法第12条第1項、第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定により、開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、書面（以下「保有個人情報開示請求書」という。）に必要な事項を記載し、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）とともに、学長に提出しなければならない。
- 2 開示請求者は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類
- イ 運転免許証
 - ロ 健康保険の被保険者証
 - ハ 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）
 - ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）
 - ホ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）
 - ヘ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類
- 3 保有個人情報開示請求書を本学に郵送して開示請求をする場合は、開示請求者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を本学に提出しなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして本学が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
- 4 法第12条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合においては、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。
- 5 番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項に基づき、任意代理人が開示請求をする場合においては、当該任意代理人は、その資格を証明する委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。
- 6 開示請求をした法定代理人又は任意代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその

旨を学長に届け出なければならない。

- 7 前項の届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 8 学長は、開示請求に係る書類に不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 9 開示請求手数料は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とし、現金で納めるものとする。
- 10 相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求が行われた場合は、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- 11 保有個人情報開示請求書を受理したときは、当該開示請求者に当該保有個人情報開示請求書の写し1部及び開示請求手数料の受領書を交付するものとする。
- 12 学長は、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により第9項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。
- 13 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、保有個人情報開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を提出しなければならない。
- 14 前項の申請書には、第12項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 15 学長は、第13項に規定する申請書の提出があった場合において、開示手数料を免除し、又は免除しない旨の決定をしたときは、その旨を書面により開示請求者に通知するものとする。

（開示等の検討）

- 第5条 学長は、保有個人情報の開示、部分開示及び不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて個人情報管理規程第10条に規定する情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。
- 2 本学が保有する保有個人情報における開示及び不開示の基準については、別に定める。

（開示請求に対する措置等）

- 第6条 学長は、法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定を行うものとし、開示請求に

係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又はその全部を開示しない旨を、書面により当該開示請求者に通知するものとする。

- 2 学長は、法第19条第2項の規定に基づき、30日以内の範囲で前項の期間を延長するときは、その旨を書面により当該開示請求者に通知するものとする。

(開示等の決定の期限の特例)

- 第7条 学長は、法第20条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示等の決定をする期間を延長するときは、その旨を書面により当該開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

- 第8条 学長は、法第21条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、事案を独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、その旨を書面により当該開示請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第9条 学長は、法第23条第1項の規定に基づき、第三者から意見を聴取するときは、当該第三者に通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 学長は、法第23条第2項の規定に基づき、第三者から意見を聴取するときは、当該第三者に通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。
 - 3 学長は、法第23条第3項の規定に基づき、第三者の意に反して開示するときは、その旨を書面により当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

- 第10条 法第24条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者は、学長に申し出なければならない。
- 2 保有個人情報の開示の方法については、当該保有個人情報がある文書又は図画に記録されているときは、閲覧又は写しの交付等により行い、法人文書の種別に応じた具体的な開示の実施方法については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報公開規程（平成16年規程第87号。以下「情報公開規程」という。）別表第1の規定を準用する。この場合において、「法第15条第1項」又は「法第15条第2項」とあるのは「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項」と読み替えるものとする。
 - 3 保有個人情報の開示は、あらかじめ定められた場所において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報が記録されている法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により当該場所まで出向くことができない場合は、当該保有個人情報を保有する部局において実施できるものとする。

- 4 開示を受ける者が保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第11条 法第21条第2項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第22条第2項の規定に基づき、独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示等の実施については、第5条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第3章 訂正

(訂正請求の手続)

- 第12条 法第27条第1項、第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第27条第2項の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求する者（以下「訂正請求者」という。）は、書面に必要な事項を記載し、学長に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、訂正請求の場合について準用する。この場合において、「開示請求者」とあるのは、「訂正請求者」、「開示請求」とあるのは、「訂正請求」、「法第12条第2項」とあるのは、「法第27条第2項」、「保有個人情報開示請求書」とあるのは、「保有個人情報訂正請求書」、「委任状」とあるのは、「訂正請求に係る委任状」と読み替えるものとする。
- 3 学長は、訂正請求に係る書類に不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 4 保有個人情報訂正請求書を受理したときは、当該訂正請求者に当該保有個人情報訂正請求書の写し1部を交付するものとする。
- 5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第13条 学長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

(訂正請求に対する措置)

第14条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正又は不訂正（以下「訂正等」という。）の決定をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面に

より通知するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第15条 学長は、法第28条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定を行うものとする。

2 学長は、法第31条第2項の規定に基づき、30日以内の範囲で前項の期間を延長するときは、書面により訂正請求者に通知するものとする。

(訂正等の決定の期限の特例)

第16条 学長は、訂正等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、法第32条の規定に基づき、前条第1項に規定する期間内に、書面により訂正請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第17条 学長は、法第33条第1項又は第34条第1項の規定に基づき、独立行政法人等又は行政機関の長に事案を移送したときは、書面により訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 学長は、第14条の訂正の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第4章 利用停止

(利用停止請求の手續)

第19条 法第36条第1項、第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条第2項の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は、書面（以下「保有個人情報利用停止請求書」という。）に必要な事項を記載し、提出しなければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、利用停止請求の場合について準用する。この場合において、「開示請求者」とあるのは、「利用停止請求者」、「開示請求」とあるのは「利用停止請求」、「法第12条第2項」とあるのは、「法第36条第2項」、「保有個人情報開示請求書」とあるのは、「保有個人情報利用停止請求書」、「委任状」とあるのは、「利用停止に係る委任状」と読み替えるものとする。

3 学長は、利用停止請求に係る書類に不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

- 4 保有個人情報利用停止請求書を受理したときは、当該利用停止請求者に当該保有個人情報利用停止請求書の写し1部を交付するものとする。
- 5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第20条 学長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。）の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止請求に対する措置)

第21条 学長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止又は利用不停止（以下「利用停止等」という。）の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限)

- 第22条 学長は、法第37条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第40条第2項の規定に基づき、30日以内の範囲で前項の期間を延長するときは、その旨を書面により利用停止請求者に通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限の特例)

第23条 学長は、利用停止等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、法第41条の規定に基づき、前条第1項に規定する期間内に、その旨を書面により利用停止請求者に通知するものとする。

第5章 審査請求

(審査請求及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

- 第24条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、委員会に意見を求めることができる。
- 2 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若

しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第43条第1項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）に規定する情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

（諮問をした旨の通知）

第25条 学長は、前条第2項の規定に基づき、諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第26条 法第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示等の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査請求に対する裁決通知）

第27条 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、その旨を書面により第25条各号に規定する者に通知するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報等の作成及び提供等)

第28条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報（（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、及び提供することができる。

- 2 役員及び職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第29条 学長は、定期的に、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に個人情報管理規程第21条において引用する法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 前項の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 学長は、提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供して行う提案)

第30条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者（以下「提案者」という。）は、学長に対し、法第44条の5第2項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「提案書」という。）により、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 代理人によって前項の提案を行う場合にあっては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。この場合において、次項第3号から第5号までの規定中「提案者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 3 提案者は、提案書に次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - (1) 提案者が次条において引用する法第44条の6各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
 - (3) 提案者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類の写し
 - イ 運転免許証
 - ロ 健康保険の被保険者証

ハ 個人番号カード

ニ 在留カード

ホ 特別永住者証明書

へ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、提案者が本人であることを確認するに足りるもの

(4) 提案者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6か月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、提案者が本人であることを確認するに足りるもの

(5) 提案者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類

(6) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類

4 学長は、提案書若しくは前2項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該提案書若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第31条 法第44条の6各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(提案の審査等)

第32条 学長は、第30条第1項の提案があったときは、当該提案が別に定める基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、学長は、当該個人情報ファイルを保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(審査結果の通知)

第33条 学長は、前条の規定により審査した結果、第30条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、当該提案者に対し、法第44条の7第2項各号に掲げる事項を通知するものとする。

2 前項による通知は、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 第35条の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

3 学長は、前条の規定により審査した結果、第30条第1項の提案が基準に適合しないと認めるときは、当該提案者に対し、理由を付して、その旨を通

知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第34条 学長は、個人情報ファイル簿に法第44条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第30条第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定による開示の請求と、前条第1項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、情報公開法第14条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。）は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第30条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章及び個人情報管理規程第21条及び第22条の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第35条 第33条第1項の規定による通知を受けた者は、第33条第2項の書類を学長に提出することにより、本学との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第36条 学長は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部または一部を含む個人情報その他の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）第2条で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ようにするために必要なものとして別に定める本学における独立行政法人等非識別加工情報の作成に関する基準

に従い、当該保有個人情報的加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第37条 個人情報管理規程第22条の規定により個人情報ファイル簿に同条において引用する法第44条の11第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、学長に対し、書面により、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第35条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第30条第1項から第4項まで、第31条、第32条、第33条及び第35条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第30条第1項中「法第44条の5第2項各号に」とあるのは「法第44条の5第2項第1号及び第4号から第8号までに」と読み替えるものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料)

第38条 第35条(前条第2項において準用する場合を含む。この条及び次条において同じ。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を現金で納めなければならない。

- (1) 前項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 第34条第1項において準用する情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)

ロ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ハ 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

- (2) 前条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

イ ロに掲げる者以外の者 第35条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第35条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関

する契約を締結した者 12,600円

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第39条 学長は、第35条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第31条において引用する法第44条の6各号(第37条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第7章 雑則

(事務)

第40条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施並びに独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第41条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。